



平成 30 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 ニチバン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 堀田 直人
(コード番号 4218 東証第1部)
問 合 せ 先 上席執行役員
管理本部長 高橋 泰彦
(TEL. 03-5978-5601)

土壌・地下水汚染の除去等に伴う特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、旧大阪工場（藤井寺市）における土壌・地下水汚染について、平成 30 年 6 月 25 日付で「要措置区域※」に指定されたことを受け、講ずべき指示措置への対応方法について検討してまいりました。

本日開催の取締役会において、下記のとおり、講ずべき指示措置への対応方法および特別損失を計上することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 要措置区域※の指定

(1) 指定された区域

旧大阪工場 大阪府藤井寺市北岡二丁目 40 番 1 の一部

(2) 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

(3) 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

※要措置区域：土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染除去などの措置が必要な区域を表します。

2. 講ずべき指示措置への対応方法

当社は、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけしないことを最優先とし、大阪府のご指導をいただきながら、掘削除去および敷地内での浄化を進めてまいります。

3. 土壌・地下水汚染の除去等にかかる費用および今後の見通しについて

約 2 億円を平成 31 年 3 月期（2018 年度）第 2 四半期に、特別損失として計上いたします。

また、本件により、平成 31 年 3 月期（2018 年度）の通期業績予想に修正が必要となる場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上